【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年１月22日
【発行者名】	阪急リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　　白木　義章
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【事務連絡者氏名】	阪急リート投信株式会社 取締役経営管理部長　　夏秋　英雄
【連絡場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06－6376－6821
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成27年１月22日開催の、阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である阪急リート投信株式会社取締役会において、本投資法人に関する運用ガイドラインを変更することが承認されたことに伴い、本投資法人の投資方針が平成27年１月22日付で以下のとおり変更されますので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第１項及び同条第２項第３号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（１）変更の理由

本投資法人は、平成20年12月１日付で、優良な収益物件確保の機会の拡大のため、本投資法人の投資対象である商業用途区画の定義を変更し、原則として10%を上限としてホテルへの投資を可能とすることとしましたが、本投資法人が保有しているホテル用途部分の割合が上限に近い水準にあること、及び、今後も中長期にわたり宿泊施設に対する需要の増加傾向が継続すると見込まれることから、ホテル用途部分への投資割合の上限を原則として20%へ引き上げることにしました。

これに伴い、本投資法人の投資方針が変更されることとなったものです。

（２）変更の内容の概要

平成26年８月27日付で提出された有価証券報告書の「第一部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　２　投資方針　（１）投資方針　②　ポートフォリオ構築方針　（ロ）投資基準　ａ．投資における検討事項」の一部が平成27年１月22日付で以下のとおり変更されます。

なお、特に断らない限り、平成26年８月27日付有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

_____の部分は変更箇所を示します。

第一部　ファンド情報

第１　ファンドの状況

２　投資方針

（１）投資方針

②　ポートフォリオ構築方針

（ロ）投資基準

ａ．投資における検討事項

個々の投資にあたっては、運用資産の収支項目について、マーケット調査等の客観的調査データに基づく分析と将来にわたるキャッシュフローの想定を行い、当該運用資産のポートフォリオ全体に与える影響も考慮し、また以下の投資基準のとおり十分に調査を実施し、総合的に検討を行います。

（中略）	
用途	商業用途区画にホテル用途部分が含まれる場合には、当該ホテル用途部分について、原則としてホテルの経営・運営リスクを回避できる内容の賃貸借契約の締結が可能な施設のみを投資対象とします。なお、本投資法人の保有する運用資産全体に対するホテル用途部分の割合は、原則として20%を上限とします。また、ホテル用途部分のテナントは、オペレーターとしての運営力・業歴・財務内容・ブランド力等、総合的な信用力を勘案し、慎重に選定を行うものとします。

（後略）

（３）変更の年月日

平成27年１月22日